証券税制の基礎
～「証券投資」ってなに？～

株式の税制（特定口座）

東海東京証券

資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング㈱

1．「特定口座の源泉徴収あり」・「特定口座の源泉徴収なし」

上場株式等

譲渡損益

上場株式等の
譲渡所得等

- **申告分離課税**
- **税率：20.315%**
- **原則、確定申告による納税**

特定口座の源泉徴収あり

- **証券会社が譲渡損益を計算**
- **源泉徴収　譲渡所得×20.315%**
- **確定申告は不要**

（申告することも可能）

- **配当等の受け入れと損益通算が可能**

特定口座の源泉徴収なし

- **証券会社が譲渡損益を計算**
- **原則、確定申告が必要**

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年8月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

2．年間取引報告書

平成ＸＸ年分　特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所（居所）	○○県○○市○○町○丁目○−○	フリガナ	XXXX XXXX	勘定の種類	1 保管　2 信用　3 配当等
			氏名	○○ ○○		
	前回届出時の住所又は居所		生年月日	明 大 昭 平 XX. XX. XX	口座開設年月日	XXXX. XX. XX
					源泉徴収の選択	1 有　2 無

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）

譲渡区分		① 譲渡の対価の額（収入金額）	（円）	③差引金額（譲渡所得等の金額）（①−②）（円）
	上場分			
	特定信用分			
	合計			

源泉徴収税額（所得税）（円）　株式等譲渡所得割額（住民税）（円）　外国所得税の額（円）

年間の譲渡損益の計算

（配当等の額及び源泉徴収税額等）

	種　類	配当等の額（円）	源泉徴収税額（所得税）（円）	配当割額（住民税）（円）	特別分配金の額（円）	外国所得税の額（円）
特定上場株式等の配当等	④ 株式、出資又は基金					
	⑤ 特定株式投資信託					
	⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）					
	⑦ オープン型証券投資信託					
	⑧ 国外株式又は国外投資信託等					
	⑨ 合計（④+⑤+⑥+⑦+⑧）					
上記以外のもの	⑩ 公社債					
	⑪ 社債的受益権					
	⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託（⑬又は⑭以外）					
	⑬ オープン型証券投資信託					
	⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等					
	⑮ 合計（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭）					
⑯ 譲渡損失の金額					（適用）	
⑰ 差引金額（⑨+⑮−⑯）						
⑱ 納付税額						
⑲ 還付税額（⑨+⑮−⑱）						
金融商品取引業者等	所在地					
	名称					

年間の利子・配当等の計算

配当等と譲渡損失との損益通算

※金融機関によって書式は異なります。

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年8月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

３．配当等と譲渡損失の損益通算

「特定口座の源泉徴収あり」	配当等の受け入れと特定口座内での損益通算が可能 確定申告は不要 （翌年の最初の営業日に証券会社から還付されます）
「特定口座の源泉徴収あり」以外	確定申告をすることで損益通算が可能

株式数比例配分方式	各証券会社で保有する数量に応じて上場株式の配当金を証券口座で受け取る方法

「特定口座の源泉徴収あり」を選択することで確定申告することなく、譲渡損失との損益通算が可能です

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年8月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

４．特定口座と一般口座の比較

口座	取得価額の管理 譲渡損益の計算	確定申告の要否	配当等と譲渡損失との通算
特定口座 （源泉徴収あり）	証券会社等	確定申告が不要 ※確定申告をすることも可能	特定口座内で 受け入れた配当等と 譲渡損失との 損益通算が可能
特定口座 （源泉徴収なし）	証券会社等	譲渡益は 原則、確定申告が必要	確定申告することで 損益通算が可能
一般口座	お客様ご自身	譲渡益は 原則、確定申告が必要	確定申告することで 損益通算が可能

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年8月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようにお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。
手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商　号　等　　：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第１４０号

加 入 協 会　　：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会